別表第二（第七条関係）

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額）のうち、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）に係るもの	営業保証金の額
8億円未満	0円
8億円以上9億円〃	900万円
9億円〃15億円〃	1100万円
15億円〃35億円〃	1300万円
35億円〃55億円〃	1500万円
55億円〃75億円〃	1600万円
75億円〃110億円〃	1700万円
110億円〃160億円〃	1800万円
160億円〃220億円〃	2000万円
220億円〃330億円〃	2200万円
330億円〃440億円〃	2800万円
440億円〃550億円〃	3400万円
550億円〃1000億円〃	3900万円
1000億円〃2100億円〃	5000万円
2100億円以上1000億円につき	1100万円

（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行日前にされた旅行業法第四条の登録の申請又は同法第六条の三の有効期間の更新の登録の申請であって、観光庁長官による登録をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

○環境省令第三号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　環境大臣　中川　雅治

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令

（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年環境省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものとして改正前欄に掲げるものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（環境省令で定める病院若しくは診療所又は薬局）	（環境省令で定める病院若しくは診療所又は薬局）
第十七条の二　法第二十条第三号に規定する環境省令で定める病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局は、次に掲げるものとする。	**第十七条の二**　法第二十条第三号に規定する環境省令で定める病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局は、次に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）